

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年4月14日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主タービン及び付属装置廻り手動弁の点検において、弁グランドリークオフ弁（10台）に詰まりが認められたため、当該弁を交換	GⅢ	
2	1号機	保安検査官による定例パトロールにおいて、タービン建屋地下1階に撤去すべき「工事中機材仮置き表示札」が表示されたままであるとの指摘を受けたため、当該表示札を取外し及び対応検討（保安検査官気付き事項）	GⅡ	
3	1号機	主復水器細管洗浄装置ボール捕集器（C、D）の点検において、内面ゴムライニングに一部剥離が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
4	1号機	原子炉格納容器冷却系用海水ポンプ（C、D）の電線管中継箱に著しい腐食が認められたため、当該電線管中継箱を交換	GⅢ	
5	1号機	主低圧タービン（A）の浸透探傷検査において、上半内部車室に浸透指示模様が発見されたため、当該部を溶接補修	GⅢ	
6	1号機	制御棒駆動水圧系駆動水流量調整弁（A）の点検において、開度調節器付属の圧力指示計に指示値不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力指示計を交換	GⅢ	
7	1号機	非常用ディーゼル発電機（B）用燃料移送配管に設置されている燃料油積算流量計出口圧力指示計元弁の点検に伴う開口養生部より、油漏れの痕跡（縦：約50cm、横：約50cm程度）が発見されたため、当該部を清掃及び養生を補修	GⅡ	
8	2号機	残留熱除去系（B系）電動弁手動開閉定例試験の実施後、当該系統圧力指示値に上昇傾向が認められたため、対応検討	GⅡ	
9	3号機	廃棄物処理建屋大物搬入口エリアの非管理区域との境界扉の扉枠基礎部コンクリートに一部破損及び当該部より雨水の浸入が発見されたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
10	3号機	中央制御室空調機（A）出口ダンパに動作不良が発見されたため、当該ダンパ駆動部を点検・修理	GⅢ	
11	4号機	試料採取系原子炉格納容器内ガス吸着盤に設置されているサンプリングガス入口弁（圧力抑制室内）の開閉操作スイッチに破損が発見されたため、当該操作スイッチを交換	GⅢ	
12	5号機	換気空調系洗濯室排風機駆動用電動機の点検において、シャフト軸受部に摩擦が発見されたため、当該部を点検・修理	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液ポンプ（A）のメカニカルシール部にシール水の漏れ込みが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
14	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液ポンプ（B）のメカニカルシール部にシール水の漏れ込みが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
15	6号機	他号機定期検査における本格点検実績の反映誤り事象に関する調査において、点検実績の確認出来ない機器（5台）が認められたため、対応検討	G II	
16	6号機	原子炉補機冷却系ポンプ（A）出口ドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	